

各部会において審議する農薬の指定について（案）

各部会において審議する農薬は、以下の基本的考え方及び考慮すべき事項を踏まえ、別紙のとおり指定することとする。なお、個々の農薬の指定にあたっては、幹事会座長、関係部会座長及び事務局の協議により、部会毎の審議状況等を踏まえ決定することとし、変更にあたっても同様とする。

1. 基本的考え方

「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」に基づき、総合評価部会及び確認評価部会において審議する農薬は以下のとおりとなる。なお、現在、総合評価部会においては、開催に合わせて審議する農薬を割り振っているところ。

（総合評価部会）

食品安全基本法第24条第1項に係る農薬（確認評価部会において審議する農薬を除く。）

暫定基準が設定された農薬のうち優先物質

（確認評価部会）

暫定基準が設定された農薬のうち優先物質以外のもの

（参考）農薬専門調査会の運営体制に関する事項（抜粋）

（総合評価部会の設置）

第3条（略）

2 総合評価部会においては、食品安全基本法第24条第1項に係る農薬の食品健康影響評価（第4条第1項の確認評価部会において調査審議するものを除く。）について調査審議するほか、暫定基準が設定された農薬であって国際リスク評価機関においてADI（一日摂取許容量）の設定ができないとされたもの及び食品を通じて国民が摂取する量が比較的多いもの（以下「優先物質」という。）の食品健康影響評価その他幹事会が指定する事項について調査審議する。

3～7（略）

（確認評価部会の設置）

第4条（略）

2 確認評価部会は、暫定基準が設定された農薬であって優先物質以外のもののうち幹事会が指定するものの食品健康影響評価について調査審議する。

3～7（略）

2. 考慮すべき事項

- ・すでに基本法第24条第1項に基づき意見が求められている農薬で、かつ暫定基準が設定されている農薬（注）

注：基本法第24条第2項に基づき追加で意見が求められた農薬が対象。

（審議の継続性から判断）

すでに審議中の農薬は総合評価部会

未審議の農薬は確認評価部会

- ・審議の透明性

毒性試験等を実施した機関に籍を置く専門委員が所属しない部会

- ・農薬の特性（神経毒性が懸念される場合）

神経毒性を専門分野とする専門委員が所属する部会

(別紙) 各部会において審議する農薬

部会	総合評価部会		確認評価部会		
	第一部会	第二部会	第一部会	第二部会	第三部会
構成専門委員	平塚 明 (動物代謝) 上路雅子 (植物代謝) 小林裕子 (残留) 津田洋幸 (毒性) 高木篤也 (毒性) 赤池昭紀 (神経毒性) 鈴木勝士 (生殖) 長尾哲二 (生殖) 林 真 (遺伝毒性)	小澤正吾 (動物代謝) 出川雅邦 (動物代謝) 石井康雄 (植物代謝) 大澤貫寿 (残留) 津田修治 (毒性) 廣瀬雅雄 (毒性) 吉田 緑 (毒性) 江間 眞 (生殖) 太田敏博 (遺伝毒性)	玉井郁巳 (動物代謝) 臼井健二 (植物代謝) 三枝順三 (毒性) 松本清司 (毒性) 中澤憲一 (神経毒性) 大谷 浩 (生殖) 佐々木有 (遺伝毒性)	細川正清 (動物代謝) 田村廣人 (植物代謝) 泉 啓介 (毒性) 山手丈至 (毒性) 納屋聖人 (生殖) 布柴達男 (遺伝毒性) 根岸友恵 (遺伝毒性)	山崎浩史 (動物代謝) 與語靖洋 (植物代謝) 藤本成明 (毒性) 柳井徳磨 (毒性) 成瀬一郎 (生殖) 若栗 忍 (遺伝毒性)
審議する農薬	(基本的考え方) 食品安全基本法第24条第1項に係る農薬(確認評価部会において審議する農薬を除く。) 暫定基準が設定された農薬のうち優先物質		(基本的考え方) 暫定基準が設定された農薬のうち優先物質以外の農薬		
	(特別な場合) 基本法第24条第1項に係る農薬かつ暫定基準が設定された農薬のうち、すでに審議中の農薬 その他、審議の透明性及び農薬の特性を考慮する。		(特別な場合) 基本法第24条第1項に係る農薬かつ暫定基準が設定された農薬のうち、未審議の農薬 その他、審議の透明性及び農薬の特性を考慮する。		
	(当面の農薬) ・ミルベメクチン ・ピリプロキシフェン ・ペノキススラム ・メタフルミゾン ・ベンチアバリカルブ イソプロピル ・フルベンジアミド	(当面の農薬) ・インドキサカルブ ・プロパモカルブ塩酸塩 ・アミスルプロム ・オキサジアルギル	(当面の農薬) ・ホルペット・フェンブコナゾール・ジメトモルフ		